

大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第34号

大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則の一部を改正する規則

大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則（平成27年大和市規則第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1第24号中「がん患者等ウィッグ購入支援事業」を「がん患者等支援事業」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。